

国民健康保険 1人当たり医療費

格差 約1.3倍

H29年度		
1	木津川市	356,991
2	宇治田原町	357,610
3	和束町	358,792
4	八幡市	362,138
5	京都市	365,724
6	京丹後市	365,959
7	大山崎町	368,123
8	舞鶴市	371,589
9	伊根町	375,802
10	与謝野町	376,872
11	井手町	378,411
12	亀岡市	382,806
13	南丹市	383,546
14	宇治市	386,286
15	精華町	389,238
16	京田辺市	393,954
17	綾部市	394,587
18	京丹波町	397,460
19	久御山町	398,851
20	宮津市	400,440
21	長岡京市	401,584
22	向日市	404,836
23	福知山市	410,257
24	城陽市	413,050
25	南山城村	416,161
26	笠置町	449,055
	市平均	374,307
	町村平均	384,189
	市町村平均	374,854

格差 約1.2倍

H30年度		
1	南山城村	345,089
2	大山崎町	354,998
3	井手町	365,577
4	京都市	367,798
5	与謝野町	369,321
6	木津川市	370,425
7	京丹後市	377,220
8	八幡市	377,842
9	和束町	380,514
10	舞鶴市	383,080
11	精華町	387,187
12	久御山町	388,410
13	亀岡市	389,555
14	宇治田原町	389,659
15	伊根町	389,866
16	宇治市	390,083
17	京田辺市	392,888
18	京丹波町	401,931
19	南丹市	403,645
20	福知山市	404,347
21	綾部市	404,573
22	宮津市	404,765
23	長岡京市	406,043
24	向日市	411,007
25	城陽市	412,006
26	笠置町	413,828
	市平均	378,113
	町村平均	380,654
	市町村平均	378,252

格差 約1.2倍

R元年度		
1	大山崎町	354,996
2	井手町	364,472
3	和束町	369,746
4	南山城村	370,053
5	与謝野町	376,239
6	京都市	377,479
7	木津川市	378,363
8	京丹後市	379,334
9	精華町	386,783
10	宮津市	388,400
11	八幡市	389,010
12	宇治田原町	394,914
13	伊根町	396,713
14	京田辺市	399,939
15	舞鶴市	400,554
16	宇治市	407,469
17	笠置町	411,879
18	長岡京市	413,449
19	亀岡市	413,604
20	南丹市	414,441
21	久御山町	415,862
22	京丹波町	423,156
23	綾部市	424,244
24	向日市	429,300
25	福知山市	432,876
26	城陽市	442,786
	市平均	390,126
	町村平均	388,758
	市町村平均	390,051

国民健康保険 1人当たり保険料調定額

格差 約1.9倍

H29年度		
1	伊根町	49,296
2	綾部市	67,520
3	笠置町	72,626
4	京丹後市	73,423
5	京丹波町	75,100
6	南丹市	75,484
7	舞鶴市	76,346
8	京都市	77,129
9	南山城村	78,226
10	京田辺市	79,575
11	与謝野町	79,856
12	井手町	81,200
13	向日市	81,378
14	福知山市	81,422
15	宇治市	82,189
16	大山崎町	83,883
17	亀岡市	84,436
18	宮津市	84,715
19	八幡市	86,099
20	城陽市	87,478
21	木津川市	89,018
22	長岡京市	91,715
23	久御山町	93,392
24	精華町	93,520
25	和束町	93,997
26	宇治田原町	94,529
	市平均	79,273
	町村平均	85,637
	市町村平均	79,625

格差 約1.8倍

H30年度		
1	伊根町	55,491
2	笠置町	63,164
3	綾部市	67,051
4	宮津市	68,993
5	南丹市	72,829
6	与謝野町	73,926
7	舞鶴市	73,989
8	京都市	74,082
9	京丹波町	74,424
10	京丹後市	74,490
11	亀岡市	76,914
12	宇治市	78,220
13	京田辺市	79,426
14	井手町	79,427
15	福知山市	80,514
16	大山崎町	83,059
17	八幡市	83,743
18	城陽市	85,430
19	向日市	85,512
20	南山城村	87,544
21	宇治田原町	89,618
22	長岡京市	90,026
23	木津川市	90,711
24	精華町	94,786
25	久御山町	97,904
26	和束町	98,083
	市平均	76,568
	町村平均	85,295
	市町村平均	77,047

格差 約1.8倍

R元年度		
1	伊根町	56,944
2	笠置町	63,836
3	綾部市	68,335
4	舞鶴市	74,702
5	京都市	74,963
6	京丹波町	76,565
7	亀岡市	77,563
8	宮津市	78,149
9	与謝野町	78,623
10	宇治市	78,942
11	南丹市	79,601
12	井手町	81,503
13	南山城村	81,715
14	京丹後市	82,123
15	福知山市	82,560
16	京田辺市	83,566
17	八幡市	84,219
18	大山崎町	85,191
19	城陽市	85,607
20	木津川市	90,226
21	向日市	91,173
22	和束町	91,221
23	長岡京市	92,079
24	宇治田原町	92,754
25	精華町	94,135
26	久御山町	101,479
	市平均	77,930
	町村平均	86,795
	市町村平均	78,414

※介護分調定額を除く。

国民健康保険料(税)収納率速報値 － 全被保険者・現年度分 －

◎R1年度:速報値

保険者名	H29			H30			R1		
	(%)	対前年度	収納率順位	(%)	対前年度	収納率順位	(%)	対前年度	収納率順位
京都市	94.13	0.64	20	94.50	0.37	21	94.56	0.06	21
福知山市	94.24	0.11	19	94.44	0.20	22	94.46	0.02	22
舞鶴市	94.52	0.53	18	94.72	0.20	20	95.54	0.82	16
綾部市	96.21	0.05	7	96.12	▲ 0.09	14	96.57	0.45	6
宇治市	94.12	0.57	21	94.27	0.15	23	93.45	▲ 0.82	24
宮津市	95.83	0.43	12	96.41	0.58	10	96.13	▲ 0.28	11
亀岡市	93.23	0.60	25	94.82	1.59	18	94.91	0.09	19
城陽市	94.75	0.20	17	94.78	0.03	19	94.95	0.17	18
向日市	96.26	0.35	6	96.76	0.50	5	96.43	▲ 0.33	8
長岡京市	95.46	0.27	15	95.87	0.41	15	95.95	0.08	13
八幡市	93.18	0.65	26	93.14	▲ 0.04	25	93.01	▲ 0.13	25
京田辺市	96.35	▲ 0.01	5	96.47	0.12	9	96.33	▲ 0.14	9
京丹後市	96.16	0.42	8	96.15	▲ 0.01	13	95.96	▲ 0.19	12
南丹市	95.25	▲ 0.43	16	95.73	0.48	16	95.43	▲ 0.30	17
木津川市	95.82	0.50	13	96.19	0.37	12	96.53	0.34	7
市計	94.41	0.53		94.77	0.36		94.78	0.01	
大山崎町	97.45	0.64	3	96.65	▲ 0.80	7	97.37	0.72	3
久御山町	93.61	▲ 0.08	23	94.19	0.58	24	94.29	0.10	23
井手町	93.40	0.51	24	92.72	▲ 0.68	26	92.51	▲ 0.21	26
宇治田原町	95.97	0.40	10	95.72	▲ 0.25	17	95.91	0.19	14
笠置町	93.68	▲ 0.71	22	96.74	3.06	6	94.71	▲ 2.03	20
和束町	95.91	0.25	11	97.10	1.19	3	95.73	▲ 1.37	15
精華町	96.93	0.49	4	97.38	0.45	2	97.38	0.00	2
南山城村	97.70	3.03	2	96.60	▲ 1.10	8	96.95	0.35	5
伊根町	97.72	▲ 1.63	1	97.68	▲ 0.04	1	98.16	0.48	1
京丹波町	95.65	▲ 0.59	14	97.04	1.39	4	97.19	0.15	4
与謝野町	96.15	0.01	9	96.27	0.12	11	96.18	▲ 0.09	10
町村計	95.87	0.23		96.16	0.29		96.18	0.02	10
市町村計	94.50	0.52		94.85	0.35		94.86	0.01	

※1 分母から居所不明者分調定額を除き、小数点第3位四捨五入

※2 網掛けは、京都地方税機構参加22市町村(南丹市はH26.4、亀岡市及び八幡市はH30.4、宇治市はR2.4に移管)

令和元年度 京都府の市町村国保の状況

市町村名	被保険者数 平均 (人)	1人当たり 医療費 (円)	1人当たり 保険料 調定額 (円) ※1	保険料 現年度 収納率 (%)	1人当たり 所得 (円) ※2	決算補填等 目的の一般 会計繰入 (千円)
京都市	303,432	377,479	74,963	94.56	626,218	
福知山市	14,513	432,876	82,560	94.46	475,292	
舞鶴市	17,030	400,554	74,702	95.54	476,760	
綾部市	7,528	424,244	68,335	96.57	431,503	
宇治市	38,803	407,469	78,942	93.45	557,157	
宮津市	4,745	388,400	78,149	96.13	486,471	
亀岡市	19,579	413,604	77,563	94.91	519,735	
城陽市	17,659	442,786	85,607	94.95	537,701	
向日市	10,899	429,300	91,173	96.43	611,407	190,000
長岡京市	14,773	413,449	92,079	95.95	687,500	
八幡市	16,826	389,010	84,219	93.01	584,755	
京田辺市	13,027	399,939	83,566	96.33	678,235	5,315
京丹後市	13,941	379,334	82,123	95.96	518,439	
南丹市	7,334	414,441	79,601	95.43	466,063	
木津川市	15,319	378,363	90,226	96.53	660,381	
大山崎町	2,920	354,996	85,191	97.37	630,295	
久御山町	4,013	415,862	101,479	94.29	770,602	
井手町	1,802	364,472	81,503	92.51	464,032	11,000
宇治田原町	2,177	394,914	92,754	95.91	688,358	
笠置町	385	411,879	63,836	94.71	451,334	
和束町	1,380	369,746	91,221	95.73	552,336	
精華町	6,665	386,783	94,135	97.38	612,384	
南山城村	814	370,053	81,715	96.95	583,730	
伊根町	642	396,713	56,944	98.16	487,879	
京丹波町	3,680	423,156	76,565	97.19	467,765	
与謝野町	5,254	376,239	78,623	96.18	501,982	
京都府	545,140	390,051	78,414	94.86	558,781	206,315
全国(H30)	28,314,222	367,989	87,625	92.85	695,023	1,258億円

※1 「保険料調定額」には、介護納付金分を含んでいない。

※2 「所得」とは、旧ただし書所得(総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額から基礎控除を除いた金額)である。(一般被保険者のみ)

①国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

②国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

(略)

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

③京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例

国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第5項の規定による京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数は、14人とする。

京都府国民健康保険運営協議会運営規程

(趣 旨)

第1条 京都府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会 長)

第2条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会 議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第4条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(招集通知)

第5条 会長は、原則として、会議開催日10日前までに各委員に会議招集を通知するものとする。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開 議)

第7条 議長が会議を開こうとするときは、開議の旨を宣告しなければならない。

(発 言)

第8条 出席した委員又は第3条の委員以外の者（以下「出席者」という。）が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 2人以上同時に発言を求めるときは、議長は、その中の1人を指定して発言させなければならない。この場合において、出席者は、発言の前後について異議を申し立てることはできない。

3 出席者が発言を求めたときは、議長は、ただちにこれを許可しなければならない。ただし、このため他の者の発言を中止させることはできない。

(退席要求)

第9条 議長は、第3条の委員以外の者の意見等が十分に述べられたと認められるときは、これらの者に対して、退席を求めることができる。

(討 論)

第10条 討論は、議題外にわたることができない。

2 討論が冗長にわたり、または不必要な議論と認めるときは、議長は制止することができる。

(議事)

第11条 議長は、討論の論旨が尽きたと認め、議事を決しようとするときは、その議題及び議事を決する旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後は、委員は、その議題について発言することができない。

3 議事の可否を表明する方法は、議長の指示による方法を用いるものとする。

(欠席)

第12条 委員が会議に出席することができないときは、開会時刻までに、その事由を議長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、議長は、これを会議に報告しなければならない。

(議事妨害)

第13条 出席者は、会議中私語、その他会議を妨げる言動をなし、若しくは不穏な言語を用い、又は他人の一身上にわたる発言をすることができない。

(議場整理)

第14条 議長は議場を整理する。

2 議場を整理するために議長が必要と認めるときは、議長は、当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。

(会議録の作成)

第15条 会議を開催したときは、会議録を作成して、議長の指名した出席委員2人がこれに署名する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(附則)

この規程は、平成30年11月28日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針（平成 24 年 12 月 5 日 4 政第 190 号総務部長通知）6 の(2)の規定により、京都府国民健康保険運営協議会の会議を公開する場合の手続を次のとおり定める。

平成 30 年 11 月 28 日

京都府国民健康保険運営協議会

会長 井上 恒男

- 1 会議（京都府国民健康保険運営協議会運営規程第 3 条に規定する会議をいう。以下同じ。）は、これを公開して開催するものとする。ただし、公開することが適当でないと会長が認めるときは、この限りでない。
- 2 1 により会議を公開するときは、おおむね開催予定時刻の 30 分前までに、会場の入口その他の見やすい場所に傍聴の要領（以下「傍聴要領」という。）を掲示するものとする。この場合において、傍聴要領に記載すべき事項は、原則、別紙の内容によるものとし、会場の規模その他の事情に応じ、適宜、これに必要な修正を加えるものとする。
- 3 会議を傍聴する者は、傍聴要領に記載された事項を守らなければならない。

別紙

傍聴要領

京都府国民健康保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 本日、 時 分から開催する京都府国民健康保険運営協議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、定員（本日は、10名）に達したときは、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に京都府国民健康保険運営協議会の会長が認めたときは、この限りでない。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、2に掲げる事項を守るほか、係員の指示に従ってください。なお、御不明な点があれば、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴者が以上のことを守られない場合には、退場していただくことがあります。
- (3) 会議の秩序の維持ができなくなった場合及び緊急に公開することができない事項を取り扱う必要が生じた場合には、会議を途中で非公開とする場合があります。